

一般質問

100歳以上高齢者調査

対象の121人全員の所在と安否を確認 条例に沿った効果的な情報活用を図る

質問 全国的に高齢者の所在不明が大きな問題になっているが、本市が実施した百歳以上の高齢者の調査の結果はどうか。

答弁 近年はプライバシー保護意識の高まりにより、行政や民生委員が市民の居住実態等を把握することが困難な傾向にある。高齢者の所在が確認できない事案が発生している今回の問題を受け、本市では、八月に百歳以上の高齢者を対象として、その所在と安否確認の調査を実施した。

対象者数は住民基本台帳に基づく百二十一人で、調査方法は、保健福祉部と各市民センターの職員二十四人体制による家庭訪問と施設管理者からの聞き取りを効果的に活用して



職員を対象とした「こころサポーター養成講座」

基本とし、これらで確認できなかった場合には、介護保険サービスの利用状況等の情報を利用した。

その結果、対象者全員の所在と安否の確認ができた。

なお、個人情報の柔軟な利用に関しては、本来、市が保有する個人情報業務などの外出への支援となる移動支援については、その対策を講じるべきと考える

が、市の見解を聞きたい。

答弁 高齢者に対する移動支援策としては、今年度から、六十歳以上の方を対象に高齢者福祉バス事業を開始する予定で、利用料は無料となっている。この事業の実施により、高齢者の老人福祉センター等への移動を容易にするとともに、経済的負担も軽減できるものと考えている。

社会全体で子育てを支える環境づくりを目指して実施している地域ぐるみ子育て応援団事業の協力店舗において、ベビーカーでの入店を可能とするほか、買い物の際の荷物の無料配達や、自動車や自転車までの荷物運び、レンタカー利用の際のチャイルドシート無料貸し出し等、各種サポートサービスも提供されている。

高齢者や子育て世帯等の交通弱者に対する移動支援については、行政だけでなく、民間事業者や市民ボランティアなど、さまざまな主体が、個々の役割に応じた取り組みを進め、連携を図ることで、安定的な移動手段の確保に努めていく必要があると考えている。

ジェネリック医薬品 医療費抑制に寄与

質問 国民健康保険の医療費を抑制するためには、ジェネリック(後発)医薬品の利用促進による調剤費の抑制があり、そのための方策として、自己負担額の差

額を抑制する必要がある。本市では、平成二十四年度までに近づけていくことが国保財政の効率化や患者負担の軽減につながると思われ、年内には通知したいと考えている。

今回の差額通知は本市での初めての事業となるため、今年度当初から、藤沢市医師会と連携し、状況把握する中で必要に応じて随時訪問も行う。

答弁 新たに生活福祉課に配置された職員に対しては、神奈川県が実施する新任者研修への参加のほか、査察指導員等による生活保護制度や受給者への対応等についての研修、また、日常業務においてもマンツーマン研修を行っている。

師会や藤沢市薬剤師会に、その趣旨や事業内容について十分説明をしているが、今後も通知書の内容など、詳細についての調整を図りながら実施していきたい。

長後地区の整備促進 地域経営会議と協働

質問 長後地区のまちづくりに関しては、これまで長後地区整備促進委員会等と都市計画道路の見直しなどの協議を進めてきたが、今後、地域経営会議を含め、地元との協議をどのように進めていくのか。

答弁 長後地区のまちづくりに関する地元との協議・検討については、これまで長後地区整備促進委員会、長後西口地区まちづくり検討委員会を窓口としてきた。

一方、昨年設置された長後地区地域経営会議においても、新たな総合計画に連動した地域のまちづくりに向けた地域まちづくり計画の策定が進められている。

本年七月に開催された長後地区全体集会以説明された訪問を行い、状況把握する中で必要に応じて随時訪問も行う。

また、在宅でのホームヘルパー等の利用者に対しては、ケアマネジャー、地域包括支援センター、事業者等と連携をとりながらグループホーム等の入所者については、訪問のほか、施設の職員と連携し、情報を共有しながら、個々に応じたケースワークを行う。

た地域まちづくり計画素案の地域まちづくり目標や市域全体の重点課題として取り扱うべきふじさわ未来課題を踏まえ、今後はそれらに

地域経営会議とも協働し、長後地区のまちづくりに関する協議・検討を積極的に

行っていく。

それらに踏まえ、今後はそれらに

地域経営会議とも協働し、長後地区のまちづくりに関する協議・検討を積極的に

行っていく。

それらに踏まえ、今後はそれらに

意見書

3件を政府等へ提出

○UR賃貸住宅を公共住宅として存続し、居住者の居住の安定を求める意見書

○私学助成予算の削減を見直し、拡充を求める意見書

○私学助成制度の一層の拡充を求める意見書

内閣府行政刷新会議は、本年四月に実施した事業仕分けにおいて、独立行政法人都市再生機構の賃貸住宅事業については高所得者・低所得者向け住宅の供給は自治体または国に移行、市場家賃部分は民間に移行する方向で整理」との評価結果をまとめた。

しかしながら、この評価結果は、約七十六万戸のUR賃貸住宅居住者の生活実態を無視したものであり、高齢者・低所得者が過半数を占める一方、子育て世帯や中堅勤労者が居住している現状をみると、都市再生機構が果たしている住宅政策上の役割を今後、自治体が果たすことができるのか疑問と言わざるを得ない。

よって、政府等関係機関に対し、居住者の居住の安定のための施策を推進するため、都市再生機構の見直しに当たっては、約七十六万戸の賃貸住宅を政府の責任のもと、適切な組織と管理システムによる公共住宅として存続させることなどを要望する。

（以上、要旨を掲載）